

令和6年第6回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 6年 6月 7日
筑紫野市役所 504会議室

1 開会日時及び場所 令和6年6月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（504会議室）

2 閉会日時 令和6年6月7日 午後3時55分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	9号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	10号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
議案第	10号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	11号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	12号	非農地証明願について

農政

議案第	5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について
-----	----	-----------------------------

令和6年第6回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：それでは、時間前ですが始めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第6回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には1番委員の石橋委員さん、それから8番委員の天本委員さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。では、お手元の資料でよろしく願いします。

まず、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第9号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、福岡市博多区□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田6,091平米、合計6,091平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にもありますように、あっせん希望につきましては、なしとなっております。

続けて、番号2、届出者、□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田1,142平米、合計1,142平米。届出の事由としましては相続。あっせんにつきましては、なしとなっております。

続けて、番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外10筆。地目、地積に関しましては、田8,226平米、畑417平米、合計が8,643平米でございます。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、ありということになっております。

続けて、番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しましては、田7,764.08平米、合計7,764.08平米。届出の事由は相続。あっせんの希望は、なしとなっております。

最後に、番号5、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しましては、田5,166平米、合計5,166平米。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございました。

ただいま事務局より説明いただきました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：□□さんはあっせんなしになっているけれど、別紙を見たらあっせん申出申請、□□さん、出ていますね。

○事務局：当初なしということで出ておりましたけれども、一応、農地バンクの売買ということでそちらですということですので、あっせんにつきましては、なしということできせていただきたいということでした。

以上で終わります。

○委員：売買が発生する。

○事務局：はい。

○議長：ほかはございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、本件はこれにて報告を終わります。

それでは、次の2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第10号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田11平米、合計11平米でございます。届出内容につきましては、転用目的は敷地拡張。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間につきましては施工済みとなっております。受付月日は令和6年5月7日でございます。

続けて、番号2、譲受人、福岡市中央区□□、□□、□□。譲渡人、福岡市西区□□、□□。届出地の表示、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田90平米、畑86.28平米、合計176.28平米。届出内容につきましては、転用目的が共同住宅。契約内容が売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は令和6年9月1日から令和6年12月31日までとなっております。受付月日は令和6年5月9日ございました。

最後に、番号3、譲受人、神奈川県海老名市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田232平米、合計232平米でございます。届出内容は、転用目的が戸建て住宅。契約内容は贈与。構造規模は木造平屋建て。工事期間は令和6年8月1日から令和6年12月31日までとなっております。なお、受付月日は令和6年5月15日ございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

3件の報告がありました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

3番の方は親子か何かですか。贈与……。

○事務局：そこまでは書いていないですね。

○議長：何かございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、本件に関する報告を終わらせていただきます。

3ページをお開けください。

議案第10号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、5番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○□□委員：では、説明します。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。

申請地の表示、□□、外1筆。地積、田2,611平米。異動の内容、相手方要望。契約内容、売買。

これは、□□さんのお母さんが旧姓□さんといいます。恐らく本家と分家の関係だと思えますけども、お母さんが60年に相続されて、恐らく□□さんが平成11年に相続されています。でも作り手がないということで、□□さんがずっとその土地も作ってあったのですが、□□さんのほうがもう農業をやる意思がないということで、本家に戻す形で売買ということで話を聞いております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番について、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、1番の件につきまして、質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきまして、□□委員、よろしくお願いいたします。

○委員：番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、

□□。地積、田11平米、合計11平米。申請理由、相手方要望。契約内容、売買。

6 ページに位置図がありますが、福岡県農業大学の近くです。次のページに字図がありますので見ていただきたいんですが、真ん中のほうに□番地がありますが、これが□□さんの自宅です。一度、□□の農地を取得して農業委員会にお諮りしたんですけど、この□□が残っております。理由は、所有者が不明確だったため、ここはちょうど道路になるところですけど、これを今回売買で購入されるということです。

□□さんは□□の方で、既に朝倉市農業委員会管轄で今、3町歩の柿を作っておられます。地元で今から農業をやりたいという部分も併せて、ここは11平米ですけど、3条申請が行われたということです。現場に立ち会いまして、問題はないというふうに思っておりますので、皆さん御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局、何かございましたらお願ひします。

○事務局：こちらにつきましても特段ございません。

○議長：ありがとうございます。

それでは、2番の案件につきまして質疑、意見のある方、お願ひいたします。よろしいですか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、8ページをお開けください。

議案第11号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番、2番につきまして関連がございますので、併せて一括審議を行います。

地区担当委員であります6番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：番号1、譲受人、住所、氏名、北九州市八幡西区□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外9筆。地積、田8,358平米、合計8,358平米。申請内容、転用目的、倉庫。契約内容、売買。構造規模、鉄骨造り2階建て。工事期間、令和6年10月1日から令和8年1月31日。審議事項、農地の区分、第三種、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

番号2、譲受人、住所、氏名、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積、田835平米、合計835平米。申請内容、転用目的、貸駐車場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和6年10月1日から令和8年1月31日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己100%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

こちらの物件に関しては、物流倉庫、流通倉庫で高さ12メートルの鉄骨2階建てになっております。また、2番目の審議事項は、倉庫の隣に貸駐車場を造られるということで、地元地権者、水利委員、それから区長の印鑑を添えてもらっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：11ページの土地利用計画図を開けていただけますでしょうか。カラー刷りの開発の図面がついているんですけど、今、□委員から説明がありましたように、倉庫と貸駐車場の2件ということで、下側の赤で広く囲っているところが倉庫でございます。図面の上側の小さい敷地のところが貸駐車場ということですが、倉庫の部分の図面の一番左端のところにちょっといびつな形で突き出たところがあります。ここの部分に市の水道とか下水道が来ているということで、この部分は三種農地扱いで、残りは二種農地ということで農地区分は書かせていただいております。

あと、こちらは市街化調整区域でございます。これだけ面積が広いんですけども、通常の場合だとかこういった建物を建てられないんですが、ちょうど図面の上のところ、県道久留米筑紫野線ということで4車線指定道路に位置づけられまして、その要件でこちらの倉庫が建てられているという状況になっています。

あと、用排水処理のところに条件付と書かれています。一応書かれていた内容につきましては、まだ少し農地が残りますので、そういった水路関係の問題が生じた場合には誠意を持って処理すること、それと、倉庫が建設された後、完成後には確認するという条件がついておりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長：ありがとうございました。

それから、当初私のほうから申し上げました、説明いただきました□□委員さんにつきましては、番号を私が間違えまして、8番と申し上げましたが6番でございますので、御訂正方よろしく願いしておきます。中の書類には全部6番になっております。私の見間違いでございました。失礼いたしました。

それでは、関連がございますので、この2件につきまして質疑、意見のある方、お願いいたし

ます。

どうぞ。

○委員：倉庫の内容物は何になるんですか。

○事務局：建築資材の倉庫と聞いております。

○委員：□□ってどこかで見たんですけど、□□の外れに□□ってなかったですか。

○事務局：たしかありましたね。

○委員：ありますよね。電機資材みたいな、電気関係の資材、それと同じような感じで、建築関係の資材みたいな……。

○事務局：□□さんの商業謄本とかを取って、ついていた内容によると、いろいろな事業をされています。ただ、こちらの倉庫の目的としては、今言いましたような建築資材の倉庫と聞いております。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、同じページの3番に移ります。3番について、地区担当委員であります2番委員、□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：説明いたします。

3番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、朝倉市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積については、田が1,431平米、合計1,431平米。転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模が木造平家建て。工事期間が令和6年8月31日から令和6年12月31日。農地の区分が第三種。資金の内訳、借入れ100%。建蔽率が6%。開発許可は不要。用排水処理が承諾書添付。都市計画区域としては区域外です。

12、13ページの字図ですけども、赤で囲ってあるところですが、その上の□□というところが墓地になっています。墓地の下という形になるんですけども、戸建て住宅としてはかなり広いと思うんですけど、この□□さんという方は乗馬が趣味で、馬を2頭飼いたい、そういう場所を探してあったということです。自宅の後ろ側、墓地の下辺りの場所に馬小屋を2頭分建てられて、併

設されて、その奥のほうは放せるような形を取られるということです。ある程度の臭い等も発生すると思うので、周りは住宅になっていますので、そちらのほうの承諾とかをきちんと取っていただくような形でお話はしています。ちなみに、お母様と二人で住まれるということです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：少し補足しまして、今、□□委員さんから言っていましたように、住宅プラス馬小屋あるいは飼育スペースということで、先ほど建蔽率のところでも6%ということで、かなり広い敷地になっています。図面も、今、申請段階で出ているものでは空地の利用がちょっと不明確というか、どういうふうにされるかというところがありますので、その部分は代理の方に指摘して、その辺の目的をきちっと明記するよにということで指導しているところでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、14ページをお開けください。

議案第12号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番につきまして、1番委員であります□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：それでは、読み上げます。

申請人、住所、氏名、□□、朝倉郡筑前町□□。申請地の表示は、□□、外1筆。地積は、田736平米、畑791平米。当該地は、平成19年より資材置場として利用のため、現況は雑種地となっています。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、17ページをお開けください。

それでは、農政議案の審議を行います。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号6-06-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、筑紫野市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、筑紫野市□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,099平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年6月11日。終了の時期、令和7年6月10日。10アール当たりの賃借料、玄米15キログラム。備考、更新。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただけたらと思っております。

件数につきましてはの合計は、1ページの下を御覧ください。

更新が3件、新規6件の合計9件。筆数につきましては、更新6筆、新規13筆の合計19筆となっております。面積の合計は3万8,169平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、ただいまの件をもちまして定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまし

て令和6年第6回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。